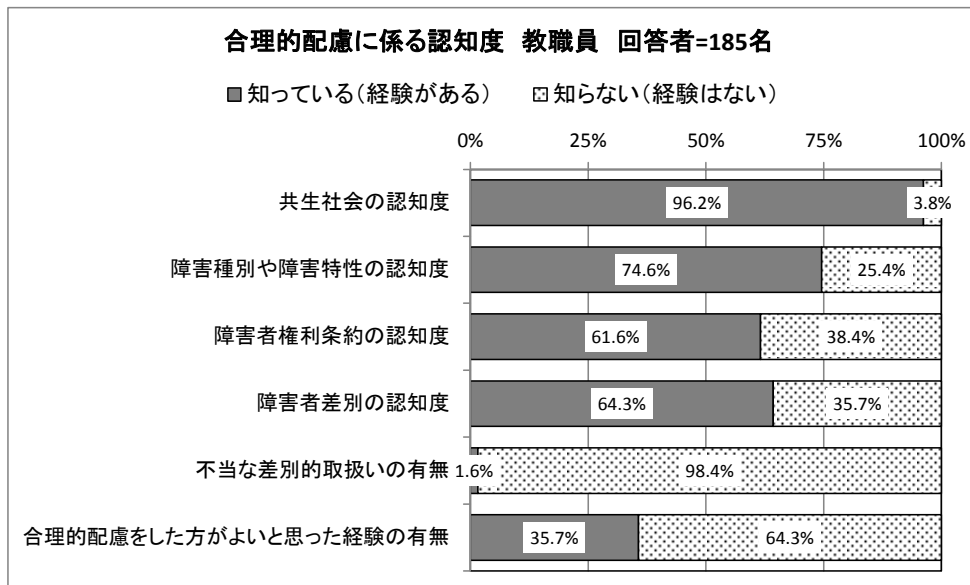
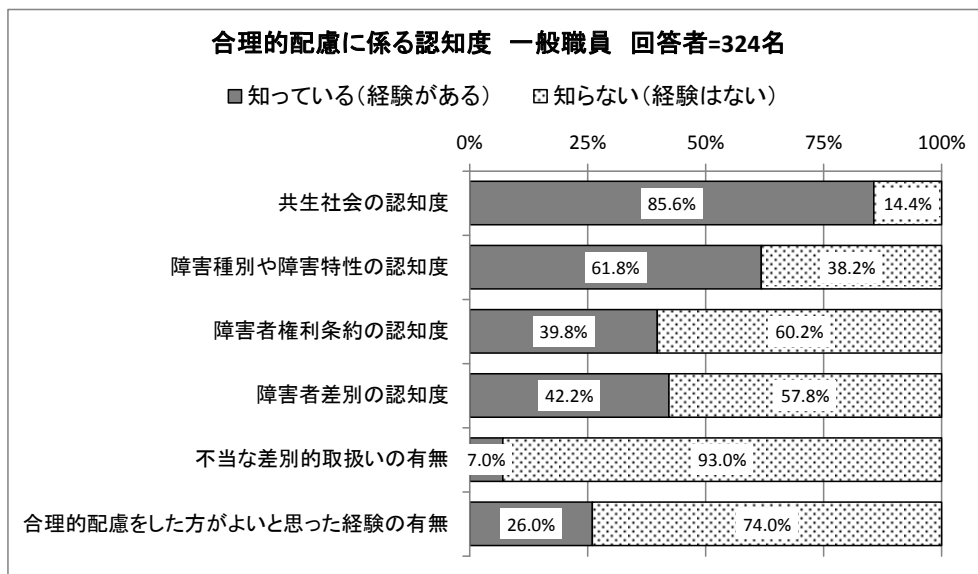


参考資料

1 職員アンケート

合理的配慮に係る精華町職員の認知度

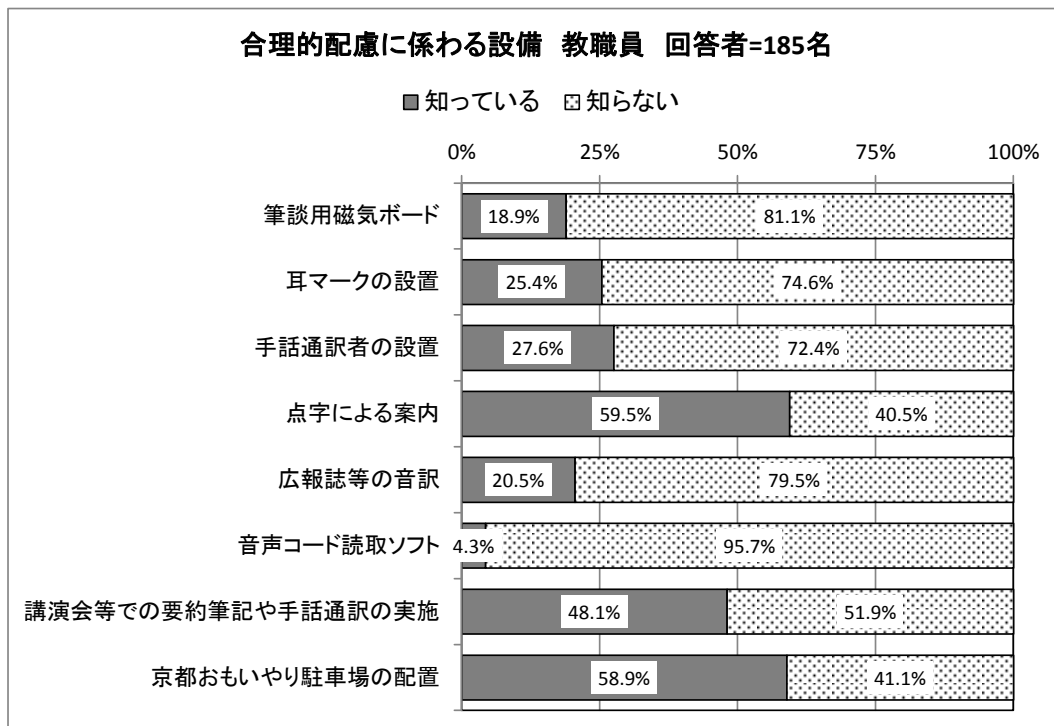
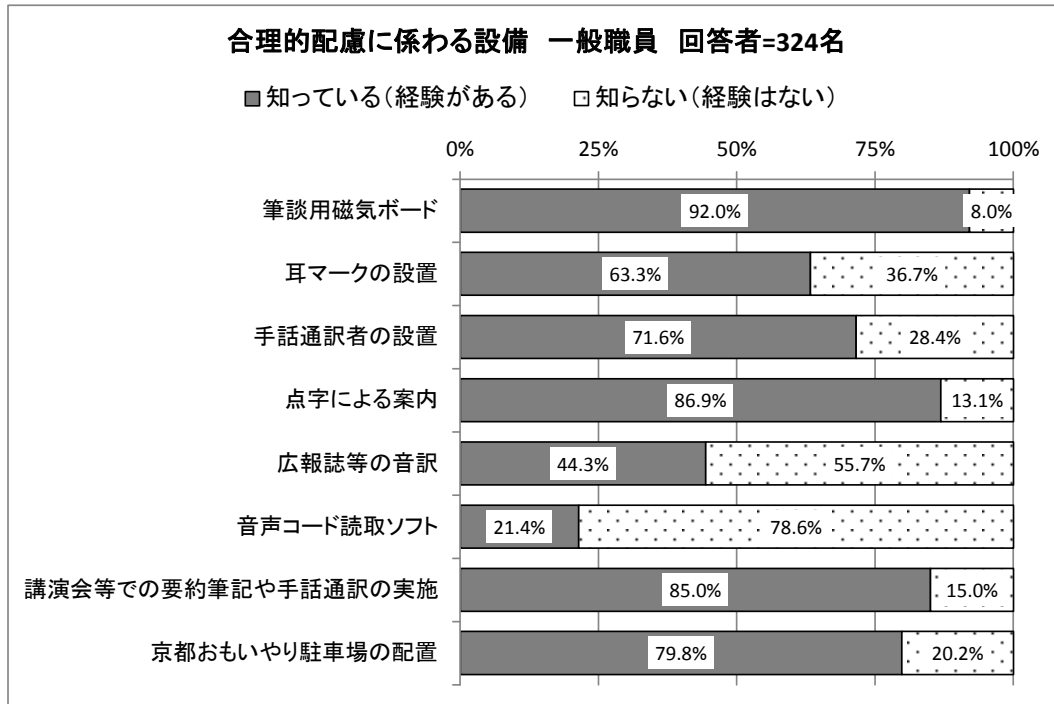
- 合理的配慮に係る認知度では、一般職員について「共生社会（85.6%）」「障害について（61.8%）」は過半数の職員が知っているのに対して、「障害者権利条約（39.8%）」は約4割にとどまっています。教職員の認知度は比較的高くなっています。
- 障害者差別の経験では、一般職員の42.2%、教職員の64.3%が「サービスの現場で差別になるのではと思った経験がある」と答えています。一般職員の26.0%、教職員の35.7%が、「合理的配慮をした方がよいと思った経験がある」と答えています。



(「合理的配慮の実現をめざす職員対応要領」を作成するための職員アンケート調査、平成29年12月実施)

合理的配慮に係る設備について精華町職員の認知度

- 合理的配慮に係る設備について、一般職員は「筆談用磁気ボード (92.0%)」「耳マークの設置 (63.3%)」「手話通訳者の配置 (71.6%)」「点字による案内 (86.9%)」は過半数の職員が知っています。
- 教職員の認知度は比較的低くなっています。



(「合理的配慮の実現をめざす職員対応要領」を作成するための職員アンケート調査、平成 29 年 12 月実施)

2 障害者団体、ボランティアアンケート

障害を理由とする差別の経験

○保育所や幼稚園、学校における障害児の受け入れの際に、知的障害において以下のような発言を受けた経験が上げられています。

- ・障害児の受け入れをお願いした際に、差別的な発言を受けた。
「この子一人をあずかると他の子を何人も断らなければならない。」
「本当はここに来るべきでない子どもだ。お母さんは働いてないでしょう。」
「みんなの迷惑やから、支援学校に行ってください。」
「勉強するところだから、勉強できないんやったら支援学校へ行ってください。」

○入園、入所、入学してから、知的障害において差別の経験が上げられています。

- ・午前中だけの保育の受け入れしかなかった。
- ・保育所や学校の行事などに参加できなかつたり、親の同行を求められるなどあった。
- ・おゆうぎ会、遠足、卒業式に参加できなかった。
- ・小学校の夏休みプールで、子ども一人で更衣ができず、母が付き添ったが男児の着替えの場所に困った。
- ・支援するための写真やカードを渡しても使ってもらえず、本人は混乱していた。何度もお願いしたが無理解だった。

○公共施設でサービスを受ける際に、障害に配慮した対応がされない経験が上げられています。

- ・役場の交差点から、玄関に入るまでの点字ブロックがない。
- ・役場の総合受付に、職員がいないことが多い。
- ・就職相談している窓口で、障害者だから態度が違うのかと感じたことがある。
- ・「耳マーク」が置かれているのに、筆談をしてもらえないことがある。
- ・聴覚障害者が「聞こえない」こと自体が、まだまだ理解されていない。
- ・聞こえないので「FAXで」と伝えても、電話がかかってくることもある。
- ・契約や解約の手続きは「本人でないと」「電話で」と言われるが、聞こえないので手続きが難しい。

○歯科診療などの医療場面において、受付や診察の際に、知的障害や自閉症障害において差別の経験が上げられています。

- ・歯科医院で障害児だが診ていただけるか尋ねたところすぐさま断られた。
- ・三歳児検診の時、歯科検診の先生に（泣いて口を開けなかったので）ひどく怒られた。

○鉄道やバスなどの交通機関等において、差別の経験が上げられています。

- ・車イスでの乗車は無理ですと言われた。
- ・事前に連絡を入れていたのに、駅員さんに「いっばいやから次の電車にしてください」と言われた。駅員さんが「もう少し奥に行ってください。車イスが入ります。」と声をかけてほしかった。
- ・電車内で立っていたところ、車掌さんから（介助者として）よく見ているようにと言われた。
- ・点字ブロックをふさいでいる人がある。途中で切れていることもある。
- ・町内の駅で、呼び出しボタンを押しても駅員に対応してもらえないことがある。点字ブロックがない。駅にエレベーターを設置して欲しい。
- ・バスでは、電柱がある、歩道に上がりにくいことから停車場所に配慮して欲しい。
- ・身体障害者用の駐車スペースに健常者が駐める。

○買い物や食事の場面において、入店の際に車イス利用を理由として入店を断られるなど、差別の経験が上げられています。

- ・車イスのため、入店を断られた事。
- ・食事の入店を、車イスのため、断られた。おこりながら断られ、相当いやな思いをした。

（「合理的配慮の実現をめざす職員対応要領」を作成するためのアンケート調査、ヒアリング調査、平成 29 年 12 月実施）

配慮の好事例

○保育所や支援学校、障害児サービスなどの場面において、職員加配や障害に応じて支援を工夫するなど、知的障害や自閉症障害を対象とした配慮の好事例が上げられています。

- ・保育所運動会で他の子ども達と一緒にできるよう配慮してもらえました。
- ・地域の学校の支援級に在籍していた時、同級生や先生が、子どもがどうすれば行事に参加しやすくなるのか話し合ってくれました。本当に困っている時だけ手伝ってあげましょうと声をかけてくれて良い距離で寄り添うようにしていただけました。子どもは、自分が他の子と同じ様にできないこと感じていたと思いますが、劣等感を持たず、自分なりに努力して楽しく学校生活を送りました。障害のある人にふれ理解してくれる人が、一人でも多く増えてくれば地域で生活しやすくなるのではと思います。
- ・障害児が通っている小学校では、月に一回面談日があり、面談する相手を選ぶことができる。
- ・学童クラブに入所する時、加配をつけていただき、また個別スペースも用意してもらえた。本人はとてもみとおしがつき、安定して通うことができた。母も安心して就労することができた。
- ・支援学校で障害特性にあわせて指導してもらっている。
- ・外出支援や児童デイサービスについて事業所に支援してもらっている。障害特性にあわせて、配慮、支援していただいている。写真、絵カードを使ってわかりやすく伝えてもらっている。
- ・かしのき苑の夏の木曜日は、浮き輪やアームリングなどの特別な利用を認めてくれている。

○地域や職場、公共施設等において、ていねいにコミュニケーションを取るなど、配慮の好事例が上げられています。

- ・バイト先の人の方が分かりやすく仕事の説明をしてくれるから仕事がしやすい。
- ・一般住民、自治会の方は「助けましょうか」と声をかけてくれる。昔は白い目で見られたが、昔よりよくなった。
- ・歯科医にいったときに誘導してくれる。
- ・精華町ではイベントの際に、町内の視覚障害者に連絡をしてくれる。
- ・かかりつけ医の医師は、嫌がったらやめるなど、障害児に対する対応がていねいである。
- ・精華町内にあるCAFÉは障害のある子どもを連れて、気軽に行くことができる。
- ・役場では転居の際、ていねいな対応がされているので、継続して欲しい。

○鉄道やバスなどの交通機関等の場面において、利用の準備や利用の際に障害に応じたサービス提供がされているなど、配慮の好事例が上げられています。

- ・鉄道や長距離バスチケットの予約に際し、障害者であることを伝えると、介助の必要の有無を確認されるなど、配慮（サービス）の向上がみられ、一人で旅行する障壁が低くなってきたことを嬉しく思います。
- ・肢体不自由なので、駅員さんが、スムーズに案内してくれました。
- ・バス内で本人がこだわって座りたい席に座っていた方が席をゆずってくれた。バスから降りる際に「ゆっくりでいいですよ」と運転手さんに言っていただいた。停車場所（安全性等）に配慮されており、運転手による声かけも行われている。
- ・商業施設の点字ブロックが切れていたため整備を要望したら、3ヶ月で設置してくれた。
- ・昔に比べて配慮が理解されており、点字ブロックに対する認識が高くなっている。

（「合理的配慮の実現をめざす職員対応要領」を作成するためのアンケート調査、ヒアリング調査、平成 29 年 12 月実施）

配慮や工夫の提案

- 障害者団体やボランティアから出された配慮や工夫の提案として、まずは、障害のある人について知ること、役場やお店などが障害のある人と一緒に考えてくれること、一緒に合理的配慮について工夫すること、が上げられています。
- また、意思疎通を可能にするツール導入やサービスの工夫や、予約制、手続きの簡略化、接客における配慮など、利用しやすさへの配慮が上げられています。
- その他に、段差解消などの施設のバリアフリー化や、障害児サービスにおける視覚支援、就労に対する配慮が上げられています。

（「合理的配慮の実現をめざす職員対応要領」を作成するためのアンケート調査、平成 29 年 12 月実施）

3 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）

目次

第一章 総則（第一条– 第五条）

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（第六条）

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置（第七条– 第十三条）

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置（第十四条– 第二十条）

第五章 雑則（第二十一条– 第二十四条）

第六章 罰則（第二十五条・第二十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
 - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち二の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

ヘ 会計検査院

五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。口において同じ。）

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不

当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。)を定めるものとする。

- 2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。
- 5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針(以下「対応指針」という。)を定めるものとする。

- 2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差

別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

（相談及び紛争の防止等のための体制の整備）

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

（啓発活動）

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（障害者差別解消支援地域協議会）

第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

（協議会の事務等）

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(障害者基本法の一部改正)

第八条 障害者基本法の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項に次の一号を加える。

四 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(内閣府設置法の一部改正)


第九条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四十四号の次に次の一号を加える。

四十四の二 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)第六条第一項に規定するものをいう。)の作成及び推進に関すること。

4 障害者に関するマーク

名 称	概 要 等	所管先(マークに関する問い合わせ先)
<p>障害者のための国際シンボルマーク</p> 	<p>障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。</p> <p>※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。</p>	<p>公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 TEL：03-5273-0601 FAX：03-5273-1523</p>
<p>身体障害者標識(身体障害者マーク)</p> 	<p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	<p>警察庁交通局、都道府県警察本部交通部、警察署交通課</p> <p>警察庁 TEL：03-3581-0141 (代)</p>
<p>聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク)</p> 	<p>聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	<p>警察庁交通局、都道府県警察本部交通部、警察署交通課</p> <p>警察庁 TEL：03-3581-0141 (代)</p>
<p>盲人のための国際シンボルマーク</p> 	<p>世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。</p> <p>このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。</p>	<p>社会福祉法人日本盲人福祉委員会 TEL：03-5291-7885</p>
<p>耳マーク</p> 	<p>聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。</p> <p>聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。</p> <p>このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮について御協力をお願いします。</p>	<p>一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 TEL：03-3225-5600 FAX：03-3354-0046</p>

名 称	概 要 等	所管先(マークに関する問い合わせ先)
<p>ほじょ犬マーク</p> 	<p>身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設では、身体障害のある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障害者差別に当たります。補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的にお声かけをお願いします。</p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室 TEL：03-5253-1111 (代) FAX：03-3503-1237</p>
<p>オストメイトマーク</p> 	<p>人工肛門・人工膀胱を造設している人(オストメイト)のための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、御理解、御協力をお願いします。</p>	<p>公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 TEL：03-3221-6673 FAX：03-3221-6674</p>
<p>ハート・プラス マーク</p> 	<p>「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能)に障害がある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮について御理解、御協力をお願いします。</p>	<p>特定非営利活動法人ハート・プラスの会 TEL：080-4824-9928</p>
<p>障害者雇用支援マーク</p> 	<p>公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。障害者の社会参加を理念に、障害者雇用を促進している企業や障害者雇用を促進したいという思いを持っている企業は少なくありません。そういった企業がどこにあるのか、障害者で就労を希望する方々に少しでもわかりやすくなれば、障害者の就労を取り巻く環境もより整備されるのではないかと考えます。障害者雇用支援マークが企業側と障害者の橋渡しになればと考えております。御協力のほど、よろしくをお願いします。</p>	<p>公益財団法人ソーシャルサービス協会 ITセンター TEL：052-218-2154 FAX：052-218-2155</p>

名 称	概 要 等	所管先(マークに関する問い合わせ先)
<p>「白杖SOSシグナル」 普及啓発シンボルマーク (社会福祉法人日本盲人会連合推 奨 マーク)</p> 	<p>白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。</p> <p>白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。</p> <p>※駅のホームや路上などで視覚に障害のある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。</p>	<p>岐阜市福祉部福祉事務所障がい福祉課 TEL：058-214-2138 FAX：058-265-7613</p>
<p>ヘルプマーク</p> 	<p>義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです (JIS規格)。</p> <p>ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。</p>	<p>東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課社会参加推進担当 TEL：03-5320-4147</p>
<p>京都思いやり駐車場 マーク</p> 	<p>障害のある方、高齢者や難病の方、妊産婦やけがをされた方など歩行が困難な方を対象とした「おもいやり駐車場(車いすマークの駐車場等)」のマークです。</p> <p>おもいやり駐車場を利用できる人を明らかにし、この駐車場を必要な方が利用しやすくなることを目指しています。</p>	<p>京都府健康福祉部福祉・援護課 TEL：075-414-4551 FAX：075-414-4615</p>

出典：内閣府ホームページ、京都府ホームページ

合理的配慮の実現をめざす精華町職員対応要領
—障害のある人との対話と合理的配慮の提案—

平成 30（2018）年 3 月
京都府相楽郡精華町